

---

---

# 明治 25 年台風と岡山県上道郡の被害

矢田俊文

(新潟大学フェロー)

---

## はじめに

本稿では、同時期の史料によって、明治 25 年 (1892) 7 月の台風による岡山県上道郡の被害を明らかにする。明治 34 年 (1901) 刊行の『岡山県水害史 上』<sup>(1)</sup> は、明治 25 年台風による死亡者数・全壊家屋数を集計したデータが掲載され、データが依拠する史料も収載した著書であるが、史料そのものについて検討されたことがない。また、大正 11 年 (1922) 刊行の『上道郡誌』には、収載された明治 25 年台風による被害を彩色で描いた上道郡被害図<sup>(2)</sup> が掲載されていて、後世の資料集でも活用されている<sup>(3)</sup> が、上道郡被害図そのものについての検討がなされていない。

時間を経て編纂された資料集は数値や被害状況などの詳細な記録が簡略化されるなど、史料的な価値を損ずる場合もある。であるから後に編纂された媒体ではなく、災害と同時期の史料に依拠して研究するべきである。

明治 25 年の台風は徳島県・兵庫県・岡山県等に大きな被害をあたえた台風である。徳島県の死亡者数・全壊家屋数については、徳島県立文書館が、明治 25 年 10 月 31 日付けの史料から被害は死者 329 人、全壊流出家屋 3349 戸であることを明らかにしている<sup>(4)</sup>。この史料は徳島県によって作成された「明治二十五年七月徳島県下非常洪水海嘯及山崩被害一覧表」で、このような史料に拠って被害数を導き出すことは重要である。

## 1 明治 25 年台風上道郡被害図

1 では、明治 25 年台風の被害を記載した 2 つの岡山県上道郡被害図を検討する。

『上道郡誌』には明治 25 年台風の被害図 (彩色) が収められている。この被害図には、「岡山県上道郡水害見取図 (明治二十五年)」(以下、上道郡水害見取図) と記される。『上道郡誌』が刊行されたのは大正 11 年のことなので、この被害図の作成が明治 25 年当時かどうか不明である。

明治 25 年に作成されたことが確認されるのは埼玉県立文書館寄託湯本家文書の被害図<sup>(5)</sup> で、彩色で「岡山県上道郡水害略図」(以下、上道郡水害略図) と記される。この図のトレース図が第 1 図である<sup>(6)</sup>。上道郡水害略図は明治 25 年に被災地の岡山に視察に行った湯本義憲<sup>(7)</sup>のもとに岡山県上道郡から届けられた史料のひとつなので、明治 25 年作成の被害図である。

では、上道郡水害見取図と上道郡水害略図はどこが違うのであろうか。第 1 表は湯本家文書の上道郡水害略図と『上道郡誌』所収の上道郡水害見取図の主な違いを表にしたものである。該当する項目は○、該当しないものには×を付した。ここに表示した項目以外はほぼ同じである。ほぼ同じであるということは、もとは同じものであったと考えてよい。湯本家文書の上道郡水害略図は明治 25 年に上道郡によって作成されたもので、『上道郡誌』が大正 11 年に上道郡が刊行したものである



ことから、上道郡水害略図に修正を加えて上道郡水害見取図が作成されたものと考えられる。

以上のことから、明治 25 年台風被害を検討するには、湯本家文書の上道郡水害略図を用いるべきである。

上道郡水害略図から被害地域をみると、河川と河川の合流地点の堤防が決壊していることがわかる。旭川と百間川の合流地点、百間川と砂川の合流地点の堤防は決壊し、その地域の村は人家流失の地域となっている（第 1 図、高嶋・光政）。上道郡全域が大きな被害を受けたわけではなく、人家流失の地域に注目すると郡の特定地域に被害があったことがわかる。河川の合流地点にある高嶋・光政については、堤防が決壊したために被害を受けたことが第 1 図から読み取れる。可知・富山も百間川と砂川の合流地点にあるので、堤防決壊が原因であることが推定される。角山は河川の合流地点ではないが砂川の堤防が決壊しているので、その影響で被害を受けたものと思われる。御休の被害については被害図では読み取れない。

同時期に作成された被害図の検討は、被害箇所とその原因がわかり、災害研究にとってきわめて有効な史料であることが確認できよう。

## 2 岡山県上道郡の明治 25 年台風被害数

1 では、明治 25 年作成の上道郡水害略図によって、上道郡における人家流出被害の村とその原因について見てきた。被害図には被害数が記載されていない。2 では、上道郡における死亡者数と家屋全壊数を明らかにする。

『岡山県水害史 上』には、岡山県全体の被害数を記した表が掲載されている<sup>(8)</sup>。この表は縦書きで被害数が漢数字で書かれたものである。これによれば、岡山県全体は「溺死人員」74、「流潰家屋」3186 で、上道郡は「溺死人員」11、「流潰家屋」206 である。

この被害数は明治 34 年（1901）刊行の『岡山県水害史 上』に掲載された被害表にもとづくが、明治 25 年台風の被害数として正しいものであろうか。「はじめに」で触れたが、明治 25 年 10 月 31 日付けの史料から台風の被害を明らかにした徳島県立文書館のように<sup>(9)</sup>、岡山県でも同時期に作成された史料によるべきであるが、岡山県には徳島県のような史料は残っていないのか。

徳島県が作成したものと同様の史料は、岡山県立記録資料館所蔵「明治廿五年 水災関係書類 岡山県」<sup>(10)</sup>のなかの「明治廿五年七月岡山縣下非常災害一覧表」（以下岡山県下非常災害一覧表）という史料<sup>(11)</sup>である。法量は横 989mm、655mm の一枚物で縦書き・漢数字の表である。「備考 荒地ハ明治廿五年十月一日調、其他ハ同九月一日調ナリ」とあることから、荒地以外は明治 25 年 9 月 1 日にとりまとめられた情報が掲載されている。岡山県全体「溺死人員」74、「流潰家屋」3186 は、『岡山県水害史 上』101～104 頁の被害数と同じなので、『岡山県水害史 上』は「明治廿五年七月岡山縣下非常災害一覧表」の一部を掲載したものであることがわかる。

第 2 表は「岡山県下非常災害一覧表」を横書き・算用数字に直して作成したものである。『岡山県水害史 上』には「浸水地反別」の項目が省かれていたが、第 2 表では史料のとおりに入れている。

第 1 表 上道郡水害被害図の比較

表 示	湯本家文書	上道郡誌
他郡の表記	邑久郡	邑久郡境
邑久郡堺の橋	○	×
砂川にかかる橋	×	○
波戸の文字	○	×
荒手の文字	×	○
三幡の■村役場浸水	×	○
光政の●人家流出	×	○
御休の●人家流出	○（堤内）	○（堤外）

（注）1. 湯本家文書は「岡山県上道郡水害略図」（埼玉県立文書館）。2. 上道郡誌は『上道郡誌』所収「岡山県上道郡水害見取図」

第2表 明治25年(1892)岡山県台風被害

番号	郡市	山崩	溺死人員	負傷人員	溺死牛馬	船舶流失	流潰家屋 戸	半潰家屋 戸	浸水家屋			計 戸	浸水地反別 町
									床上五尺以上 戸	床上五尺以下 戸	床下浸水 戸		
1	岡山	-	-	54	-	6	95	140	243	5805	2045	8093	339
2	御野	-	19	5	-	19	155	203	444	3928	415	4787	3191
3	津高	631	6	20	4	31	253	27	540	900	360	1800	1500
4	赤坂	159	2	1	-	6	143	150	30	150	380	560	703
5	磐梨	85	-	17	1	12	206	95	59	451	185	695	880
6	和気	23	3	5	-	14	250	307	124	498	510	1132	403
7	邑久	-	2	111	-	22	175	174	280	1701	350	2331	3197
8	上道	14	11	2	-	60	206	280	1059	3092	1672	5823	5907
9	児島	6	3	3	-	73	157	100	-	762	1000	1762	2890
10	都宇	12	-	-	-	-	114	33	-	1120	2026	3146	3010
11	窪屋	7	-	-	-	-	127	67	-	179	638	817	1653
12	浅口	2	-	4	-	5	59	1	-	294	330	624	2061
13	小田	87	1	4	-	17	61	120	-	140	429	569	550
14	後月	10	-	1	-	-	5	-	-	-	-	-	3
15	下道	76	-	1	-	-	47	19	-	127	139	266	1047
16	賀陽	790	12	89	-	-	146	200	30	770	1150	1950	1590
17	上房	171	1	2	1	-	15	11	-	8	36	44	34
18	川上	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14
19	阿賀	-	-	-	-	-	-	-	-	10	48	58	4
20	哲多	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-
21	眞島	609	2	2	-	3	54	30	130	368	180	678	458
22	大庭	429	-	-	-	3	101	27	20	403	290	713	818
23	西西条	875	6	8	1	5	209	38	112	320	176	608	649
24	西北條	28	-	1	-	-	48	30	80	766	620	1466	133
25	東南條	22	-	-	-	-	8	-	-	600	192	792	167
26	東北條	89	1	2	-	-	15	20	-	20	20	40	25
27	勝北	10	2	-	-	-	20	-	-	-	4	4	8
28	吉野	12	-	-	-	-	15	3	-	4	33	37	70
29	英田	191	-	2	-	-	81	33	-	67	155	222	110
30	勝南	2	-	-	-	-	95	13	5	105	78	188	263
31	久米北條	173	2	-	-	3	151	151	250	245	297	792	280
32	久米南條	60	1	5	-	5	171	85	65	269	292	626	605
	合計	4579	74	339	7	284	3186	2357	3471	23102	14050	40623	32562

典拠) 明治25年7月岡山県下非常災害一覧表(明治25年9月1日調べ)

注) 単位が記されていない項目はそのままにしている(山崩れ、溺死人員、負傷人員、溺死牛馬、船舶流失)。

この第2表から上道郡の被害の程度を岡山県下の他の市・郡と比較してみよう。まず溺死者数(溺死人員)についてである。溺死者のいちばん多い地域は2御野郡の19人、次いで16賀陽郡の12人、3番目が8上道郡の11人である。流失家屋(流潰家屋)は、3津高郡253戸、6和気郡250戸、23西西条郡209戸について4番目が8上道郡206戸である。床下浸水は1岡山市2045戸、10都宇郡2026戸、ついで3番目が8上道郡1672戸である。床上五尺以上の浸水家屋は、8上道郡は1059戸で県下一を記録し、他の市・郡と較べて上道郡の床上浸水家屋は圧倒的に多い。また、浸水地(浸水地反別)が5907町と他の市・郡と比較して多い。上道郡の被害は溺死者・流失家屋も多いが、とりわけ床上五尺以上の浸水家屋が多いのが特徴である。

このように第2表から上道郡全体の特徴が導き出せるのであるが、上道郡のうちで特に被害が大

きかった地域はどこであったのかについてはわからない。岡山県が市・郡ごとの被害を記した「岡山県下非常災害一覧表」を作成したからには、県下の郡の被害報告書が郡から送られたに違いない<sup>(12)</sup>。しかし、岡山県の場合は、郡が作成した被害表が見当たらない。

郡が作成した村ごとの被害表はないが、岡山県立記録資料館の「明治廿五年 水災関係書類 岡山県」のうちに「上道郡水災救恤恩賜金配付村別仕訳表」があるので、この史料から上道郡の村別死亡者数がわかる。この史料をもとに作成したものが第3表である。第3表の死亡者の合計は11人である。この数は、「岡山県下非常災害一覧表」の上道郡の溺死者数11人と同じである。よって第3表から上道郡の村ごとの被害状況がわかる。

第3表によると、死亡者11人は24カ村のうち、3高島・5財田・18三幡・20光政の4カ村に限られる。この4カ村のうち1名の死亡者を出した財田村は流失家が多い(7戸)。三幡村で死亡者が出た理由は第3表からは直ちにはわからないが、百間川河口の遊水池の近くの村であることから増水した水に流されたのではなかろうか。死亡者11人のうちの6人が高島村、3人が光政村で、流失家(流失埋没)も多い。この2カ村だけで、郡全体の82パーセントの死亡者を出している。高島村・光政村の2カ村は堤防決壊地域であった。堤防決壊地域がいかに危険な地域であるかを「水災救恤恩賜金配付村別仕訳表」と上道郡水害略図は教えてくれる。

第3表 明治25年台風上道郡被害

番号	村名	a. 死亡	b. 流失埋没	c. 倒潰	d. 半潰
1	三權村	0	1	0	18
2	宇野村	0	2	1	49
3	高島村	6	18	1	55
4	幡多村	0	0	6	39
5	財田村	1	7	1	37
6	古都村	0	0	10	28
7	浮田村	0	5	0	24
8	平島村	0	0	19	4
9	御休村	0	1	5	0
10	角山村	0	2	7	11
11	雄神村	0	6	18	0
12	西大寺村	0	0	5	0
13	芳野村	0	0	2	107
14	可知村	0	6	32	87
15	富山村	0	0	2	0
16	操陽村	0	0	0	68
17	平井村	0	0	0	28
18	三幡村	1	0	6	63
19	沖田村	0	4	8	37
20	光政村	3	8	32	122
21	津田村	0	2	27	93
22	九幡村	0	0	14	113
23	金田村	0	0	1	44
24	金岡村	0	0	5	3
	合計	11	62	202	1030

典拠)「上道郡水災救恤恩賜金配付村別仕訳表」

## おわりに

本稿では、同時期の史料によって、明治25年7月の台風による岡山県上道郡の被害を明らかにした。明らかにした点は次の3点である。

1. 明治25年7月の台風によって、旭川と百間川の合流地点、百間川と砂川の合流地点の堤防が決壊した。
2. 上道郡の被害は溺死者(11人、岡山県下で3番目)・流失家屋(206戸、岡山県下で4番目)が多い。とりわけ床上五尺以上の浸水家屋(1059戸、岡山県下で1番)、浸水地(5907町、岡山県下で1番)が多い。
3. 堤防が決壊した上道郡高島村・光政村では溺死者が出た。上道郡の溺死者11人のうち82パーセントが堤防決壊した村(高島村6人、光政村3人)であった。

本稿で使用した史料は同時期に作成された郡の被害図と全県の被害表と「水災救恤恩賜金配付村別仕訳表」であった。それにより、一つの郡のうちで溺死者を出した地域とその原因を導き出すことができた。

本稿では岡山県上道郡の被害を検討したが、郡の被害図、全県の被害表、郡内の村ごとの被害数がわかる史料を使えば、他郡・他県でも別の台風被害でも同様の検討を行うことができる。この方

法を使って他郡・他地域・別の台風被害の検討を行っていききたい。

註

- (1) 岡山県編『岡山県水害史 上』岡山県庁、1901年
- (2) 上道郡教育会編『上道郡誌』上道郡教育会、1922年
- (3) 岡山県古代吉備文化財センター編『百間川一の荒手及び背割堤 百間川二の荒手2』岡山県教育委員会、2019年
- (4) 徳島県立文書館編『特別企画展 歴史資料にみる徳島の風水害』徳島県立文書館、2017年。同文書は徳島県立文書館によると、のちに川内村村長となる中瀬儀兵衛家に伝来した文書で、法量は縦395mm、横545mmである。なお、徳島県立文書館の「明治二十五年七月徳島県下非常洪水海嘯及山崩被害一覧表」と、湯本家文書（埼玉県立文書館、湯本家4490、徳島水害〈治水関係書類第26号〉）に綴じられている「明治二十五年七月徳島県下非常洪水海嘯及山崩被害一覧表」は法量・死者・全壊流出家屋数が同じなので同じものである。同史料は、徳島県から衆議院議員湯本義憲に送られてきたため、湯本家文書（埼玉県立文書館）として伝来した。
- (5) 埼玉県立文書館・湯本家4553-5、岡山県上道郡洪水被害報告に綴られている。縦150mm、横243mm
- (6) 上道郡水害見取図は『上道郡誌』に収められていて、国立国会図書館所蔵『上道郡誌』はそれぞれの県立図書館・大学等でみることができるので本論文には掲げなかった。
- (7) 湯本義憲については、山崎有恒「初期議会期の治水問題—治水会の創設と湯本義憲—」『立命館史学』16、1995年、埼玉県立文書館編『湯本家文書目録』埼玉県立文書館、2007年を参照されたい。
- (8) 前掲『岡山県水害史 上』101～104頁。
- (9) 前掲『特別企画展 歴史資料にみる徳島の風水害』
- (10) 岡山県立記録資料館「明治廿五年 水災関係書類 岡山県」kw517-1-1。岡山県の公文書として保存されていたもの。
- (11) 同史料は湯本家文書（埼玉県立文書館）にも同じ史料がある。法量も同じである。岡山県に台風被害の視察にいった湯本義憲に岡山県が送ったものである。岡山県立記録資料館の「明治廿五年七月岡山県下非常災害一覧表」は痛みがひどく読めない数字があるので、すべての数字等を翻刻する場合は、湯本家文書の同史料によるべきである。本稿では湯本家文書を使用した。
- (12) 兵庫県の場合、郡ごとに村ごとの被害数を記した被害表と郡の被害図が県に送られている。埼玉県立文書館・湯本家4661、兵庫県水害調書（治水関係書類第28号）。湯本家4661も衆議院議員湯本義憲に兵庫県から送られてきた資料である。

[付記] 査読者から有益なご意見をいただき、本論文が改善されました。湯本家文書の閲覧については埼玉県立文書館のみならず、「明治廿五年 水災関係書類 岡山県」の閲覧については岡山県立記録資料館のみならずのご協力をいただきました。記して感謝いたします。

本稿は特定推進研究（課題番号19H05457）の成果の一部である。